

○昭和四十九年通商産業省告示第五十一号（火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量）

（昭和四十九年二月十五日）

（通商産業省告示第五十一号）

改正 昭和六一年一二月 四日通商産業省告示第四五三号
平成 元年 三月 一日同 第九九号
同 四年一〇月一五日同 第四七九号
同 二五年 二月一三日経済産業省告示第 一八号
同 三一年 一月 八日同 第 一二号

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第十五条の規定に基づき、火薬庫外において貯蔵することのできる同条の表に掲げるその他の火工品の数量を次のように定めたので、告示する。

火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量は、次の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の貯蔵するその他の火工品の種類の欄に掲げる数量とする。ただし、同表に掲げる火工品の種類のうち、二以上の種類の火工品を貯蔵する場合は、各火工品の種類ごとにその種類のみに係る貯蔵可能数量でそれぞれ貯蔵しようとする数量を除し、それらの商を加えた和が一より大となつてはならない。

貯蔵する者等の区分	貯蔵するその他の火工品の種類	タイヤバースト (火薬十グラム以下のもの) (個)	点火玉 (爆薬五十ミリグラム以下のもの) (個)	点火具 (火薬二グラム以下、爆薬五十ミリグラム以下のもの) (個)	爆着栓 (爆薬六グラム以下のもの) (個)	ケーブルカッター (火薬及び爆薬一グラム以下のもの) (個)	管付みちび (火薬及び爆薬十グラム以下のもの) (個)	MSコネクター (爆薬一グラム以下のもの) (個)	爆発拡管器 (爆薬四十グラム以下のもの) (個)
販売業者であつて、販売のために都道府県知事 (当該住所地在地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。以下同じ。) の指示する安全な場所に貯蔵する者		500	2,000	2,000		100		2,000	
土木事業その他の事業を営む者であつて、その事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	六ヶ月以内に完了する事業の場合						1,000	200	100
	その他の事業の場合						500	100	50
法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者であつて、その事務又は事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者									
都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者		50	100	100	500	50			

貯蔵する者等の区分	貯蔵するその他の火工品の種類	爆発圧接コード（メートル当たりの爆薬量が三百グラム以下のもの）（メートル）	警備用火工品（キログラム）	体外衝撃波腎結石破碎機用圧力発生具（爆薬十一ミリグラム以下のもの）（個）	導火管付き雷管（個）	導火管（一メートル当たりの爆薬量が〇・〇三グラム以下のもの）（メートル）	制御発破用コード（一メートル当たりの爆薬量が百グラム以下のもの）（メートル）	火薬類取締法施行規則第四十九条第六号の二に規定する発信器及びその交換部品（火工品に限る。）（火薬三十ミリグラム以下で、かつ、爆薬三十ミリグラム以下のもの又は火薬六十ミリグラム以下のもの）（個）
販売業者であつて、販売のために都道府県知事（当該住所地在が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。以下同じ。）の指示する安全な場所に貯蔵する者				100,000				2,000
土木事業その他の事業を営む者であつて、その事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	六ヶ月以内に完了する事業の場合	100			300	100	100	
	その他の事業の場合	50			100	100	100	
法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者であつて、その事務又は事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者			25					
都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者			5	10,000				100

附 則 （平成元年三月一日通商産業省告示第九九号）

この告示は、公布の日から施行する。

改正文 （平成二五年二月一三日経済産業省告示第一八号） 抄

平成二十五年二月十三日から施行する。

改正文（平成三一年一月八日経済産業省告示第一二号）抄
公布の日から施行する。